

【資料3-1】

福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領

制定 平成26年11月14日

改正 平成28年11月 8日

改正 平成31年 3月18日

改正 令和 3年 2月19日

大阪府箕面市福祉有償運送運営協議会会長

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録の基準、協議会において協議すべき事項及び申請者から説明を求め、確認を行う事項について、以下のとおり定める。

I. 協議すべき事項

1 福祉有償運送の必要性（協議会における合意を必要とする。）

タクシー等の公共交通機関によっては、移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合に、それらを補完するための手段として、次に掲げる理由により、箕面市における必要性が認められるものであること。また、更新登録を行う場合には、引き続き、必要性が認められること、変更登録を行う場合には、その必要性があること。

- ① タクシー事業者等による福祉輸送サービスが提供されていないか、直ちに提供される可能性が低い場合
- ② タクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合

2 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが箕面市とする。

市町村の区域を超えて運送の区域を設定する場合は、移動制約者のニーズにかなっていることや運行管理が適切かつ確実に行われると認められる範囲であることを要する。

3 旅客から収受する対価（協議会における合意を必要とする。）

旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとし、個別の案件ごとに協議会で審議する。また、変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること
- (2) 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- (3) 箕面市におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲であること

○ 対価の範囲

対価は、次に掲げる運送サービスの提供に対するもの及び運送サービスに伴って行われる役務の提供や施設の利用料について利用者の負担を求めるものであること。

- ① 運送の対価…運送サービスの利用に対する対価
- ② 運送の対価以外の対価…迎車回送料金、待機料金、その他（介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など）の料金

○ 運送の対価

運送の対価は、原則として、次の中から選択し、いずれにもより難い場合には、協議会で個別に審議する。

- ① 距離制
- ② 時間制
- ③ 定額制

○ 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定め、協議会で個別に審議する。

4 旅客の範囲

旅客の範囲は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等を利用することが困難な次の者であって、旅客の名簿に記載されている運送者の会員（予定者を含む）と付添人に限る。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (5) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (6) 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の6の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- (7) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含む）を有する者
- (8) 上記のほか、単独では公共交通機関を利用することが困難であると協議会で認められた者

II. 【確認事項】

1 福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数

(1) 使用車両は、法人等が所有している乗車定員11人未満の以下に掲げる自家用自動車であることを要する。ただし、契約等により使用権原及び運送に伴う責任が法人等にあることを定めている場合は、ボランティア個人や企業等の持ち込み車両についても使用可とする。

- ① 福祉自動車（寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車）
- ② セダン等（貨物輸送の用に供する自動車を除く）

(2) セダン等については、移動制約者の状況や運行管理の体制等について個別の案件ごとに運営協議会で審議する。軽微な事項の変更の届出により、使用車両を追加する場合も同様とする。

2 運転者の要件

運転者は、自動車の種類に応じて次の要件のいずれかを備える者であることを

要する。

(1) 福祉自動車(寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車)の運転者は、道路交通法に規定する第2種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第1種免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備えるものとする。

① 国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」(※)を修了していること

(※) 道路運送法施行規則第51条の16第4項の規定に基づき認定を受けた講習実施機関が実施する講習

② ①に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

(2) セダン等を使用する場合には、道路運送法施行規則第51条の16第3項の規定に基づき、(1)に加え、運転者又は同乗者が次のいずれかの要件を備える者であることを要する。

① 介護福祉士の登録を受けていること

② 国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了していること

③ ②に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

3 損害賠償措置

自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、次の基準に適合する任意保険(共済を含む)の契約を締結していることを要する。

① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの

② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの

③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと

④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと

⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

4 運行管理の体制

5両以上の自動車を運行管理する事務所にあつては、事務所毎に、次の要件を

備える運行管理の責任者が、自動車の数に応じて選任されていることを要する。

- ① 国家資格たる運行管理者…39両まで1人、以降40両毎に1人
- ② 運行管理者試験の受験資格を有する者及び安全運転管理者の要件を備える者…19両まで1人、以降20両毎に1人

5 整備管理の体制

自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制を整備していることを要する。

6 事故時の連絡体制

事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制を整備していることを要する。

7 苦情処理体制

旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明できるよう、苦情処理体制を整備していることを要する。

8 その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、登録の基準、協議会において協議すべき事項及び申請者から説明を求め、確認を行う事項に関し必要な事項は、協議会が協議し定める。

附 則

この取り扱いは、平成26年11月14日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成28年11月8日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この取り扱いは、平成31年3月18日以降の協議会での協議から適用するも

のとする。

附 則

この取り扱いは、令和3年2月19日以降の協議会での協議から適用するものとする。